講座・催し

子どもの学習・生活支援事業 学集会

生活にお困りになっている世帯の、中学生から高校生を対象とした個別指導形式の学習支援です。養育に関する保護者相談にも応じています。

対象	期間	定員
①就学援助費受給世帯の中学3年生	7月1日～8年3月31日(予定)。毎週火・水曜日 18:00～20:00(祝・休日を除く) 夏・冬期特別講習などを実施。①は高校受験対策講習あり	20人(先着)
②生活にお困りの中学・高校生(①を除く)		10人(先着)

場 総合庁舎内会議室など
対 次の要件を全て満たす区内在住者
・学習塾や家庭教師、通信教育などを利用していない
・都や区などが実施する他の学習支援を受けていない
申 ①6月18日までに区Web、②6月2日から電話

問 先 福祉総合課くらしの相談係
(☎5722-6840、FAX5722-9062)

講座・催し

めぐろ子ども未来応援塾 受講者を募集します

ひとり親家庭の小学4年生から高校生を対象とした学習支援です。大学生や社会人のボランティアが、学習習慣の定着、基礎的な学力の向上を図るための学習指導をします。また、子どもの心に寄り添った生活支援も行います。

内容	対象	期間	時間	会場	定員(※)
個別指導塾型	小学4～6年生	7月下旬～8年3月。月4回程度、原則木・金曜日(全40回)。夏・冬期授業、課外特別授業あり	16:30～18:30	区内施設(不動前駅下車10分)	10人
	中学・高校生		19:00～21:00	総合庁舎内会議室など	20人
家庭教師派遣型	小学4年～中学生	8月上旬～8年3月。月4回程度(全40回)。課外特別授業あり	1回2時間以内	対象者の自宅(保護者が在宅中に実施)	20人

※受講者は面談の上決定

対 区内在住で、次の要件を全て満たすひとり親家庭の子ども
①児童扶養手当受給世帯または所得がこれに相当する世帯
②都や区などが実施する他の学習支援を受けていない

申込期間
6月2日～20日(空き状況により期限後も受け付け)

申し込み方法
申込書を対象世帯に郵送。詳細は申込書をご覧いただくか、お問い合わせください

問 先 子ども若者課ひとり親・生活支援係
(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-9862、FAX5722-9328)

お知らせ

ひとり親家庭を支援します

ひとり親家庭のかたを対象に、仕事や子育ての支援を行っています。まずは気軽にご相談ください。
各支援制度には、利用要件があります。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ※事前相談が必要

雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座を受講し、修了した時に、講座受講料の60%相当額を支給する制度です。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ※事前相談が必要

看護師や保育士など、ひとり親の就業に向けた資格取得訓練中の生活費負担を軽減するため、訓練促進給付金を支給し、資格取得を支援する制度です。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭のかたが仕事や職業訓練などの理由により、保育が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣し、生活の安定と自立を推進する制度です。

母子生活支援施設

区内在住の母子家庭(子どもが18歳未満)のかたで、子どもの養育や地域での自立した生活が困難な場合に入所できる施設です。母子の自立に向けた支援を受けることができます。養育や生活状況などの審査により、入所を決定します(所得に応じた負担あり)。

母子・父子福祉資金の貸し付け(都) ※事前相談が必要

20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭に、入学や修学、技能習得など自立に必要な資金をお貸しします(無利子または利率1%)。

養育費確保支援事業

養育費の継続した確保を支援するため、公正証書などによる取り決めに係る費用や、民間保障会社の保証契約費用に補助金を支給します。

離婚前後の親支援講座(オンライン開催)

「子どものために考えておくこと」
子どもがいる夫婦が離婚する場合、知っておいた方がいいことや、決めておいた方がいいことがあります。講座では、子どものメンタルケアや養育費、親子交流など、子どもの生活を守るための情報をお伝えします。

時 6月24日(火)10:00～12:00
(8月以降も開催を予定しています。詳細は区Webへ)
師 家族のためのADRセンター代表 小泉道子氏など
定 7人(先着)
申 6月2日～20日に、区Web/電話

自宅での参加が難しい場合は、総合庁舎内会議室で視聴できます

問 先 子ども若者課ひとり親・生活支援係(☎5722-9862、FAX5722-9328)